

# オープンデータ環境下における歩行者移動支援の普及促進に向けた提言

## 骨子（案）

### 1. はじめに

- ・ 急激な人口減少、少子化、異次元の高齢化が進展する中、豊かで活力ある社会を築き、維持・発展していくためには、あらゆる人が社会に参画し活躍できるユニバーサルな社会を構築していく必要。
- ・ 国土交通省では、ユニバーサルな社会の実現に向け、「歩行者移動支援サービス」の普及促進に向けた取組を展開中。
- ・ 生活のあらゆる面におけるICTの浸透により、「歩行者移動支援サービス」もICTを活用して普及促進に向けた新たなステージに移行。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピックを当面の目標に据え、産学官が連携してサービスの具体化、普及促進を図っていく必要。
- ・ 本提言は、歩行者移動支援サービスの普及促進に向け、オープンデータ環境の必要性やそのあり方、国が果たすべき役割等ととりまとめ。

### 2. オープンデータ環境の必要性

- ・ 「歩行者移動支援サービス」を展開するためには、移動中の歩行者が自身の位置を知るための「位置特定技術」、サービスを受けるための「情報端末」と併せて、目的地周辺の施設情報や地図情報など、移動に必要な様々な「データ」が必要。
- ・ 「位置特定技術」は、屋外ではGPSを利用しておおよその位置特定が可能であり、準天頂衛星や屋内位置特定技術などGPSを補完する技術も産学官が開発中。
- ・ 「情報端末」は、スマートフォンやタブレットが急速に普及し、多くの歩行者が日常的に携帯。
- ・ 「データ」に関しては、その収集、整備、管理、更新を、多くの場合、サービス提供者自らが独自に行わざるを得ないのが現状であり、それらの効率化、低コスト化がサービス提供や普及促進に当たっての大きな課題。
- ・ 「歩行者移動支援サービス」に必要な様々な「データ」をオープンデータ化することにより、サービス提供コストの縮減、データの量（種類）や質（鮮度、信頼性）の改善が図られ、利用者のニーズに合致した多様なサービスを様々な主体が提供可能に。
- ・ 「歩行者移動支援サービス」の普及促進に向け、歩行者の移動に必要なデータができるだけ多くオープンデータ化されるよう、産学官が連携してオープンデータ環境を整備していくべき。

### 3. オープンデータ環境のあり方

#### (1) データ

##### i) オープンデータ化するデータの種類の種類（対象）

- ・ オープンデータ化の対象とするデータは、「原則公開」の理念の下、できるだけ多くのデータを対象にオープンデータ化を進めることが望ましい。
- ・ 一方、限られたデータであったとしても、各地でオープンデータ化に向けた取組をスタートさせることが重要。
- ・ 膨大なデータ全てを対象にオープンデータ化に取り組むことは非効率な場合もあり、まずは提供するサービスや利用シーンを想定し、ニーズが高いと思われるデータなどを中心に、可能な範囲でオープンデータ化に取り組むべき。
- ・ 国は代表的なサービスの例やそれぞれのサービスにおいてニーズが高いと思われるデータセットを示すことが望ましい。
- ・ 具体のサービス提供に当たっては、国が示したデータセットも参考に、地域ごとに地域の事情や住民のニーズなどを踏まえて、提供するサービスや必要なデータを検討する必要。

##### ii) データの形式・構造

- ・ まずはデータがオープンデータ化される（二次利用可能なルールで公開される）ことが最優先されるべきで、当面は、データの形式・構造は考慮する必要はない。
- ・ 将来的には機械判読を考慮した形式・構造が望ましく、データ毎に、データに対するニーズや加工に要する労力などを踏まえ、データの加工の必要性や加工主体について検討する必要。

##### iii) データの表現方法

- ・ オープンデータ化されたデータの組み合わせや横断的な利用を容易にするためには、個々のデータがユニークなIDを持つこととデータの内容を示す用語が統一されていることが重要。
- ・ 歩行者移動支援サービスで利用されるデータを識別するためのIDやデータの内容を示す用語とその定義の標準化について検討する必要。

##### iv) データに付与する位置情報

- ・ 公開されるデータを地図上で表現し歩行者移動支援サービスで利用するためには、データに位置情報を付与する必要。
- ・ 位置情報は、例えば国土地理院が発行している場所情報コードを活用するなど、統一的に表現されることが望ましい。
- ・ 位置情報の表現方法の標準化に向けて取り組む必要。

## (2) 利用ルール

- ・ 利用ルールは、オープンデータを利用して様々なサービスを提供する者（データ利用者）の意向とそれぞれのデータの権利を所有している者（データ所有者）の意向を踏まえて検討する必要。
- ・ 公的セクターが所有しているデータに関するルールは、国のルールと同様に、「政府データカタログサイト利用規約」（CC-BY）を標準としつつも、当面は、「政府標準利用規約」も選択できるようにしておくことが望ましい。
- ・ 民間セクターが所有しているデータに関するルールについても、公的セクターが所有しているデータに関するルールと同様のルールで運用されることが望ましいが、データ所有者の様々な意向を想定して、公的セクターが所有しているデータに関するルールの他に複数のルールを用意しておくことが適当。
- ・ 公的セクターが所有しているデータに関するルールと異なるルールを用いる場合には、ルールの相違点を明示的に示すなど、データ利用者の利便性に配慮することが重要。

## (3) 運営体制

※オープンデータ環境を整備するための手法や役割分担、留意事項などを記述。

## 4. 歩行者移動支援サービスの普及促進に向けて

- ・ オープンデータ環境の整備と併せて、以下の取組が必要。
  - (1) オープンデータ環境に関する理解の促進、啓発（データ所有者、データ利用者等）
  - (2) オープンデータを利活用する仕組みの構築
  - (3) 関連技術等の標準化
  - (4) 要素技術の開発
    - i) 基盤地図の充実・活用
    - ii) 屋内位置特定技術の汎用化
    - iii) 歩行空間ネットワークデータの整備
  - (5) 人材の育成
  - (6) 成功事例の提示（リーディング事業の実施）
  - (7) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて

## 5. おわりに